

環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース 報告書

令和6年4月30日

環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース(TF)

目次

1. 役員選挙に係るタスクフォース設置の経緯と目的
2. JSIA と関係他学会の役員選挙の状況について
 - 2.1 調査対象団体と調査項目
 - 2.2 選挙方法に関する調査結果の概要
 - 2.2.1 会長の選出
 - 2.2.2 理事の選出
 - 2.2.3 監事の選出
 - 2.2.4 電子投票に関する現状等について
3. 役員選挙に係る課題と対応について
 - 3.1 全般
 - 3.2 役員選挙の電子投票への移行について
 - (1) 現状の郵便投票についての評価
 - (2) JSIA での導入のための課題と対応案
 - 3.3 その他の課題
 - (1) 理事選挙の立候補制の導入について
 - (2) 理事の定員数、選任方法について
 - 3.4 その他の検討課題
 - (1) 役員の再任の制限について
 - (2) 会長を選出する方式について
4. 今後の方向等について

別表1 環境関係学会の役員選挙制度の概要

別表2 電子投票システムの概要（環境法政策学会、環境経済・政策学会）

別表3 「環境アセスメント学会役員選挙に関する規定」の改正について（案）

別表4 役員選挙に係るタスクフォース等 スケジュール（案）

別添

1. 「環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース」の設置について
（2023年7月19日 JSIA）
2. 環境アセスメント学会規約（抄）
3. 役員選挙に関する規定

1. 役員選挙に係るタスクフォース設置の経緯と目的

環境アセスメント学会（JSIA）の役員（会長、理事及び監事をいう¹。以下同じ）の選任については、環境アセスメント学会規約及び役員選挙に関する規定（以下、「選挙規定」という。）に則り、実施されてきた。第 11 期役員選挙の結果報告が行われた第 64 回理事会（2022.3.26）において、柴田選挙管理委員長（当時）から、紙媒体による選挙のため選挙管理委員会委員の負担が大きく、時間や費用が掛かること等、改善すべき点があると考えられるとの問題提起に応じて、藤田会長から次回役員選挙に向けて対応を検討したいとの説明があったこと、また、環境関係の他学会で最近電子投票制を導入した事例があること等から、次期役員選挙の方法も含めて役員選挙制度について見直しをすることとなった。このため、第 76 回 常務理事会（2023. 7. 19）において、役員選挙に係るタスクフォース（委員長：柳憲一郎 顧問、幹事：柴田裕希 理事、委員：7名で構成。以下「役員選挙 TF」という。）を設置することが決定された。

役員選挙 TF の任務については、「役員選挙に係る現状のレビュー（他学会の状況等を含む）を行うとともに、役員選挙に係る課題について検討を行い、その取りまとめを次回総会（2024 年 5 月）までを目途として行うこと。その際、役員選挙の電子投票²については、他学会の状況のレビューを踏まえて、次期役員選挙での実施についての検討を行うものとする。」とされた。

これにより、次期役員選挙での電子投票の実施と、今後の役員選挙の在り方についての方針の決定に資することとなった。

役員選挙 TF は現在まで、他学会の状況のヒアリング 1 回を含めて 6 回開催し、他学会の状況のレビューや特に、電子投票制度を次回の役員選挙で導入することの実施可能性等について検討を行ってきており、2023 年 10 月には第 4 回までの検討結果を第 70 回理事会（2023.10.17）に中間報告書として提出した。理事会での審議結果等も踏まえ、また、同理事会において第 12 期役員等選挙の実施に向けて選出された選挙管理委員会とも密接に連携、協力しながら、検討し、課題と対応案について取りまとめを行い、第 77 回常務理事会（2023.12.11）及び第 71 回理事会（2024.3.30）に報告書(案)を提出した。同常務理事会及び理事会での審議結果等を反映し、「環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース報告書」を作成した。

¹ 環境アセスメント学会 規約 第 12 条第 2 項

² 総務省 電子機器利用による選挙システム研究会報告書（平成 14 年 2 月）

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000632598.pdf) によると、電子投票については、以下の 3 段階があると区分されてるが、ここでは、従来の郵便投票を電子的な手段で行うことを前提として、第 3 段階に該当する場合を想定して検討を行った。

○第 1 段階： 選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する段階

○第 2 段階： 指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階

○第 3 段階： 投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階

参考

参考表 1 役員選挙 TF の開催状況と議題

| 回 | 開催日 (※1) | 議題 | 備考 |
|-----|-------------|---|-----------------------------------|
| 第1回 | 2023.8.15 | ・役員選挙 TF の設置について、 ・役員選挙に係る現状のレビュー（他学会との比較を含む）、 ・課題について、 ・今後の進め方について等 | |
| 第2回 | 2023.8.29 | ・電子投票の実態について、 ・環境法政策学会の電子投票制度の実施に関してのヒアリング（中山敬太 環境法政策学会選挙管理委員会幹事、九州大学助教） | |
| 第3回 | 2023.9.21 | ・TF 中間とりまとめについて ・（第12期役員選挙における）電子投票制度の導入可能性について ・今後の進め方について | 第70回理事会に結果を報告 |
| 第4回 | 2023.10.31 | ・理事会での審議状況について ・今後の進め方について - 体制、理事会指摘事項への対応、電子等表システムの開発等 | |
| 第5回 | 2023.11.23 | ・今後の進め方について - 選挙管理委員会との連携について - 選挙規定の改正について - 理事会指摘事項への対応について 等 | |
| 第6回 | 2023.12.5 | ・役員選挙規定の改正案について ・TF 報告案について 等 | 第77回常務理事会及び。第71回理事会に報告書(案)を提出(※2) |

※1：開催はすべて Zoom による Web 開催

第6回以降は、理事会、選挙管理委員会での検討結果等を踏まえてメール審議により適宜、見直しを実施した。

※2：第72回理事会（2024.4.30）に報告を提出。

2. JSIA と関係他学会の役員選挙の状況について

役員選挙制度の検討に当たり、環境関係の学会等の役員選挙制度のレビューを行い、参考とすることとした（別表1 環境関係学会の役員選挙制度の概要 参照）。

2.1 調査対象団体と調査項目

JSIA との比較を行うため、調査対象団体は環境関係で JSIA 会員が会員となっている場合も多いと考えられる以下の4団体とした。これらは、任意団体または社団法人であるが、いずれも日本学術会議協力学術研究団体である。

- ①環境法政策学会（JAELP、任意団体）
- ②環境経済・政策学会（SEEPS、任意団体）
- ③環境科学会（SES、公益社団法人）
- ④環境情報科学センター（CEIS、一般社団法人）

調査対象事項としては、役員（会長、理事、監事）の選出方法とし、副会長、常務理事についても適宜、情報収集を行った。

2.2 選挙方法に関する調査結果の概要

2.2.1 会長の選出

会長（理事長）の選出は、JSIA は正会員による直接選挙であるが、他の4団体はいずれも理事による投票によって理事会において会長を選出する方式である。

会長の任期は、すべて2年であり、規定に記述のない環境経済・政策学会以外は、補欠等の場合は、前任者の残り任期となる。また、再任については、全団体に妨げないとしているが、環境経済・政策学会の場合、連続の任期は4年まで、役員任期は通算して8年までとの制限がある。

副会長については、JSIA、環境法政策学会及び環境経済政策学会は、理事の中から会長が指名することとされているが、環境科学会は理事会において投票で選出する。なお、環境情報科学センターは副会長をおいていない。

2.2.2 理事の選出

各団体の理事の人数については、上限で35名以内から20名以内であった。

参考：環境法政策学会及び環境経済・政策学会は35名以内（会長を含む）、JSIA は25名以内（会長、副会長2名を含む）、環境科学会は20名以内（会長、副会長3名を含む、下限は15名以上）、環境情報科学センターは20名以内（理事長を含む）となっている。

選出方法としては、JSIA 等4団体が、「正会員の選挙による理事」と「理事会または総会による選出等による理事」（その他の理事）の2つの区分としており、また、環境情報

科学センターは正会員の中から総会において選出する方法³となっている（団体別の選出方法については参考参照）。

選挙による理事（候補）⁴の選出については、JSIA 及び環境経済・政策学会では全正会員が候補となり（立候補は不要）、環境法政策学会及び環境科学会の場合は、3名の正会員により推薦を受けた正会員及び理事会が推薦する正会員が候補者となる。

正会員により理事を選出する選挙については、電子投票を導入済2団体（環境法政策学会、環境経済・政策学会）、一部導入済1団体（環境科学会）、未導入2団体（JSIA、環境情報科学センター⁵）である。

なお、総会とは別に役員選挙を実施している4団体について、理事の選挙を会長、監事の選挙と同時にやっているのは、JSIAのみである。

参考

JSIA の場合は、理事定数（会長を除く）の半数以上で、理事会の定める員数の理事を正会員による直接選挙で選出し、その他の理事については理事会が投票の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補について、総会において選挙を行うこととなっている。環境法政策学会の場合、正会員の推薦による、または理事会が推薦した正会員の候補者から投票により20名を選出し、その他の理事については、選挙の結果を見て、地域及び研究分野の均衡等を考慮して理事会で10名程度を選出することとなっている。環境科学会も同様の手順である（ただし、投票による理事は10名である）。環境経済・政策学会では、選挙により当選した理事（23名）が、所属機関、地域分布を考慮して正会員内から12名以内を理事会で選出することとなっている。

理事の任期は全団体2年であり、再任を妨げないこととしているが、環境経済・政策学会の場合は「連続しての任期は6年まで」と規定している。また、環境情報科学センターは、内規で原則として連続での再任は3期までとしている（※）。

※：理事及び監事が理事長若しくは常務理事に選任された場合は、理事若しくは常務理事としての再任に限り、選任時から原則として3期を超えない範囲で再任を認める。

常務理事の選出については、JSIA等3団体は理事会において互選となっているが、環境法政策学会、環境経済・政策学会では会長が指名することとなっている。

³ 環境情報科学センター（CEIS）の場合、実態として前期の会長・事務局による提案を基に理事会において候補者を選定し、総会において選出することとなっている。

⁴ 選挙による理事の場合、選挙結果により（理事会において）理事に選出されることになるが、環境科学会の場合には、選挙により選出された理事についても、総会で選出されるまでは理事候補者という位置づけとなる。

⁵ CEISの場合、他の4団体と異なり役員選挙を総会と別には実施しておらず、総会議案についての委任状の提出という形で電子化（郵送による提出も可能）が行われている。

2.2.3 監事の選出

監事については、各団体で2名～若干名とされているが、実態としては全団体で2名である。任期は2年（4団体）または3年（環境法政策学会）であるが、再任については、環境経済・政策学会及び環境情報科学センターの場合は、理事の場合と同じ制約がある（2.2.2 参照）

監事の選出については、JSIA等3団体が選挙または信任投票を行っている。

JSIAは理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の信任投票により選出、環境科学学会の場合は、監事候補者について正会員による信任投票を実施し、信任を受けた候補者について総会で選出する。また、環境経済・政策学会では、すべての正会員を対象として監事選挙を実施し、選出する。

一方、環境法政策学会では理事会が選出し、総会に付議され、環境情報科学センターでは同様に理事会が候補者を推薦し、総会において選出される。

選挙または信任投票を行う場合、JSIA及び環境科学学会の場合は信任投票（投票用紙に不信任の場合は×を記入）であり、環境法政策学会の場合は正会員の中から2名連記の投票により得票数の多い2名が選出される。

なお、JSIAは通信投票であるが、環境法政策学会及び環境科学学会は、電子投票である。

2.2.4 電子投票に関する現状等について

関係団体が導入している電子投票制度について、理事の選出について電子投票を最近導入した環境法政策学会（JAELP）では、理事選挙の候補者は正会員から推薦のあった者及び理事会が推薦した者が立候補者となり、正会員全員で投票する方式であり、それについて担当者のヒアリングを行った。また、理事選挙と同時に監事（候補）選挙を実施している環境経済・政策学会（SEEPS）についてもヒアリングを行った。その概要は以下のとおりである（別表2 電子投票システムの概要 参照）。

（システムの概要）

両団体とも選挙管理委員会の下で、委託会社（システム会社）に電子投票システムによる投票のソフト開発、実施を委託。選挙管理委員会からは、正会員のリスト（氏名、メールアドレス等）を提供、委託会社がそれを基に正会員に対し、投票依頼、回収、集計を実施、集計結果を選挙管理委員会に提出する。但し、SEEPSの場合は、投票の開票は選挙管理委員会が行うこととなっている。

- ・誰が誰に投票したかという情報は、委託先、事務局とも閲覧できず、委託先で選挙後に廃棄される。
- ・連絡手段としてメールシステムを選択していない正会員については、JAELP及びSEEPSとも選挙権を放棄したとみなして通信投票は実施していない。

（導入費用・期間等）

- ・導入、維持管理費用は、委託先によって大きく変動する。最近では低廉化していると考えられ、JAELP の場合（2023 年度から導入）、実施年度 7 万円弱(単年度契約)である。
- ・導入の準備期間は、費用の見積もりからシステムの運用準備完了まで 2～3 か月程度と考えられるが、委託先の状況、学会側の対応状況等により変動が大きいと考えられる。
- ・導入、運営についての学会側の役割分担については、JAELP の場合、選挙管理委員会が主導して導入、運営を行っている。一方、SEEPS の場合、導入後の運用は事務局委託先が委託業務の一環として実施している。

(評価、課題等)

- ・導入に伴う大きな問題点は報告されていない。なお、当初は、IT に不慣れな会員向けの対応に注意を要する。

3. 役員選挙に係る課題と対応について

3.1 全般

役員選挙 TF において、これまでの JSIA の役員選挙で見られた課題として、以下のよう
な点が挙げられた。3.2 においては、これらについての検討結果と、対応について提示する。

(1) 役員選挙の電子投票への移行について

(2) 理事選挙の立候補制の導入について

(3) 理事の定員数、選任方法（5 名以内連記、選挙による選出と総会での選出等）につ
いて

3.2 役員選挙の電子投票への移行について

役員選挙 TF では、役員選挙の電子投票について、他学会での状況等を基に、本年度に予
定されている第 12 期役員選挙での実施可能性について検討することとされている。

(1) 現状の郵便投票についての評価

以下のような問題があり、選挙管理委員会から、電子投票の導入等による対応が要請され
ている（1. 参照）。

- ・郵送での有効投票の確認において消印等の確認が不明瞭な場合、投票の文字の判読が困難
な場合等があり、また、開票に多くの労力がかかること。
- ・郵送の宛先不明の会員は常に 10 人弱程度発生しており、投票時の障害になる。（ただし、
事務局からの連絡手段としてメールでなく郵送を希望している会員が若干名いること、
メール送信でも宛先不明となる会員があり、メールアドレスの更新を確実に実施して
もらうことが必要である。）

一方、他学会（JAELP、SEEPS）の電子投票についてのレビュー結果では（2.2.4 参照）、
電子投票システム、導入費用、準備期間等について特段の問題は見られず、電子投票への移
行の妥当性について認められた。

(2) JSIA での導入のための課題と対応案

JSIA において電子投票制度を導入する場合には、規定等の改正等制度上の問題、投票の秘密の保護、インターネット環境によりメール投票ができない場合の対応等システム上の問題、費用、担当者、手間等の実施上の問題について、JSIA の特性に応じて対応を検討する必要がある。

①制度上の対応について

JSIA の選挙制度については、学会規約及び環境アセスメント学会役員選挙に関する規定（以下「選挙規定」という。）及び理事会決定により定められている。選挙規定では、選挙は「通信投票」により実施することとされており⁶、投票用紙による投票の具体的な方法も規定されている。

このため、現行の選挙規定により電子投票制度を導入することは、「通信投票」に「電子投票」を含むとの解釈（読み替え）と、投票用紙の扱いに関する規定への対処がなされない限りは困難と考えられる。

選挙規定を改正して導入する場合には、たとえば、

- ・通信投票に電子投票を含むことを明定する、
- ・会長選挙候補者の氏名等を付した書面及び投票用紙も電子的な情報ファイルとすることを明定する

等の改正が必要と考えられる。

なお、選挙規定の改正については、「理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う⁷」こととされている。

電子投票導入の会員に対する利便性、選挙管理業務の簡素化、合理化等のメリットの大きさを考慮すると、総会において選挙規定を改正し、その後に電子投票による役員選挙を実施することが適切と考える。

具体的な対応案として以下の3案を検討したが、第70回理事会において第1案により対応することが決定されたため、同案に従ってその後の検討を行い、別表3「環境アセスメント学会役員選挙に関する規定」の改正について(案)に示した。

第1案は、「役員選挙に関する選挙規定」の改正についての時間的な制約を考慮して2024年5月の総会で「選挙規定」を改正し、電子投票による役員選挙を実施し、規約に基づき、第12期役員を選出、承認を行うものである。実施可能性と、会員への周知を図る期間の確保なども可能であり適切であると考えられる。なおその場合、今期の役員がそれまで職務を継続することとなる⁸。また、第13期の役員選挙については、基本的に従来スケジュールに戻し、2026年1~2月に投票期間を設定することが適切であると考えられる。(別表4 役

⁶ 選挙規定 第6、8条（会長選挙）及び第11条（理事）、第13条（監事）

⁷ 選挙規定 第15条 規定の改正

⁸ 規約 第14条第3項

3 役員等は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

員選挙に係るタスクフォース等 スケジュール等 参照)

第2案は、通例の役員選挙のスケジュールに間に合うように選挙規定を改正し、電子投票による役員選挙を実施するものである。2023年度内に実施予定の第12期役員選挙に間に合うように選挙規定を改正するためには、後述の電子投票導入に関する技術的な準備期間を考慮すると2023年10月中には方針を決定し、速やかに理事会による議決のうえ、臨時総会を開催し承認を得る必要がある。このため、早急に方針を決定し、実施に移さない限り対応は困難と考えられる。

第3案は、第13期役員選挙から電子投票による選挙を実施するものである。このため第12期役員選挙は、従前の方法で実施しなければならないことになる。

② 電子投票システム上の対応について

電子投票システムは、電子投票サービスのシステム開発・提供者(以下「システム会社」という。)が一般的なシステムを提供しており、JSIA特有の選挙制度に適合させていくためにはシステムのインターフェース等も含めて、時間的余裕をもって電子投票サービスの会社と打ち合わせを十分に行う必要がある。

なお、JSIA内で電子投票システムを開発することは、費用や対応の点から有利であり可能性として考えられるが、以下の問題が生じる可能性があり、外部委託を選択することが妥当であると考えられる。

- ・投票の秘密の保護： 開発者が会員である場合、投票の秘密の漏洩の可能性はある。なお、システム会社に委任した場合、「誰が誰に投票した」という情報(投票原本)は、システム会社が処理・廃棄するため、JSIAとしては情報として得られず、漏洩等の問題は生じない。
- ・特定の会員に開発、不具合時の対応等運営の過重負荷の発生、会員が退会または引退した場合の管理等について継続性
- ・有料で開発、管理を行う場合の費用の妥当性

以下に電子投票システムについての課題を示す。

- ・インターネット環境等によりメール投票ができない場合の対応

JSIAの事務局との連絡手段としてメールシステムを選択していない正会員については、別途、郵送により投票用紙を送付して投票してもらう⁹、または、役員選挙用にメールアドレスを登録するように依頼し、対応しない場合は選挙権を放棄したとみなす¹⁰という対応が考えられる。

第70回理事会において、電子投票に対応できない特別な事業がある有権者について

⁹ 総会の委任状については、すべての会員に郵送で議案書を送付し、Google form、メールまたは郵送で回答してもらうこととしている。

¹⁰ JAELP及びSEEPSの場合の例がある。(2.2.4参照)

次期役員選挙で配慮することとなったため、郵送による選挙（通信投票）も含め実情に応じた対応を検討することとした。また、現状で投票用紙、学会誌等の郵送の宛先不明の会員は常に 10 人弱程度発生しており、投票時の障害になっている。このため、まず、会員に対し、住所やメールアドレスの更新、チェックを促すことが重要である¹¹。

- ・インターネット選挙等に不慣れな会員への対応

会員向けマニュアルのみでなく、Q&A システムのような対応ができるとよい、システム上二重投票はできないことになっているが、投票受付の確認連絡があった方がよい、投票率を上げるための複数回にわたる案内（リマインドメール）を配信するが、投票済の正会員は配信先から自動的に除かれるような仕組みがあるとよい（ヒアリング結果参照）との指摘があり、導入する電子投票システムでこのような機能が利用できるか考慮するとよい。

- ・その他

会長、理事、監事の 3 選挙の同時実施、理事候補が全正会員と多数であること、理事候補の 5 名連記投票、JSIA の HP が古いソフトを使用しており、電子投票システムとのインターフェースに注意を要すること等が考えられるが、いずれも対応可能と考えられる。

なお、電子投票システムを導入した場合、全正会員のプロフィール、あるいは、理事候補としての所信等の情報を現在の氏名と所属に加えて被選挙人名簿に記載することが可能となるが、一方で、被選挙人に関する情報提供の公平性、個人情報の保護等の観点から、従来どおり氏名と所属のみを記載することとする。

③ 費用、担当者、手間等の実施上の問題

電子投票システムの導入、維持管理費用は、委託先によって大きく変動すると考えられるものの（2.2 参照）、最近は低廉化していると考えられ、JSIA の現行予算の範囲内で対応できるものと考えられる。

具体的な条件を提示してシステム業者から見積もりを取って、適切な者を選定することが重要である。

参考

- ・予算について

JSIA2023 年度選挙管理費予算額：約 19 万円（MAF への委託について 17 万円（郵送費用を含む）、選挙管理委員会の会議費が 2 万円）

電子投票の場合の予算については、印刷費、郵送費が削減される一方、システムの開発、

¹¹ 会員情報の変更手続き HP の活用を周知する、未達者の住所を別途確認する等が重要である。なお、2024 年 2~3 月に、メール未達者（及び事務局からの一斉配信メールを拒否している会員に対しては、事務局から個別に郵送等で連絡し、電子メールアドレスの修正、設定を依頼した。

HP アドレス http://www.jsia.net/7_procedures/application_change.html

実行に費用が発生する。

- ・導入の準備期間は、費用の見積もりからシステムの運用準備完了まで通常2～3か月程度と考えられるものの、変動が大きいと考えられる。

第12期役員選挙で電子投票を導入する場合には、速やかに担当を決定し、見積もり等によりシステム業者を決定、契約して準備を行う必要がある¹²。

- ・電子投票システムの導入、運営についての学会側の役割分担については、原則として以下のとおりと考えられる。
 - 選挙システム等の内容の検討、システム業者への指示：選挙管理委員会（事務局 支援）
 - JSIA 内の手続き、調整等：事務局
 - 電子投票システムの稼働、管理：選挙管理委員会（システム業者に支援を委託する場合を含む。）、システム業者（代行委託）。

④まとめ

以上から、通信投票（郵便投票）から電子投票に移行する場合、選挙管理委員会の負担軽減、選挙費用の節約等が期待されるとともに、システムの、予算的な問題はないと考えられる。

しかし、制度的には役員選挙規定の改正が必要とされるために、準備期間等を考慮し、2024年5月の総会で役員選挙規定の改正を行い、総会終了後に速やかに電子投票による役員選挙を実施し、規約に基づき、第12期役員を選出、承認を行うのが実施可能性からも適当と考えられ、前述のとおり理事会においてこの方針が決定された。それに沿って役員選挙に関する規定の改正案等を検討し、作成した（別表3参照）¹³。

今後は、従来の通信投票の方法等が第12期役員選挙においては大きく変更になることが想定されるため、できるだけ早い時期から正会員に対して電子投票への移行を周知し、移行後の投票方法等について丁寧に説明し、理解、対応してもらうことが重要である¹⁴。

3.3 その他の課題

(1) 理事選挙の立候補制の導入について

- 「選挙による理事」については、JSIAとSEEPSでは全正会員が候補¹⁵となるが、
- ・候補者が多いために、いわゆる「死に票」が多くなる可能性がある。

¹² 第12期役員選挙については、選挙管理委員会においてi-Voteシステムを使用することが決定され、2024年3月に契約（利用申込み）済である。

¹³ 3.2 (2) ①第1案 参照

¹⁴ 2023年12月に会長名、2月に選挙委員長名で電子投票への移行等について、メール、HP等により、会員への周知が行われた。引続き、総会、会費支払い依頼等の際に周知が行われることとなっている。

¹⁵ SEEPSの場合 継続任期に制限がある。

- ・立候補制にした場合、より意欲的な理事で構成されるようになる可能性がある。(ただ、現状でも理事の当選は辞退することもできる。)
- ・新入会員等の場合、誰に投票すべきか見当が付かない。

といった課題がある。このため、立候補制の導入についても検討する余地があると考えられる。たとえば、複数の会員の推薦と本人の承諾、理事会による推薦等により候補を選定することが考えられる。

いずれにしても、当面は、一般の会員には情報が足りないので選挙人名簿の情報を充実させることも必要であり、例えば、事前に関心のある学会施策を明示できるような仕組みがあると良いと考えられる¹⁶。

「理事会または総会による選出等による理事」（選挙によらない理事、その他の理事）については、JSIAを含む理事選挙を実施している4団体が所属機関、専門分野、地域その他の事情を考慮して候補を選定し、理事会または総会で選出することとなっている。JSIAでは役員選挙規定で「理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦」と規定されているが、この際、その他の事情について具体的な条件（たとえば、ジェンダーバランスや年齢構成など多様性を考慮すること等）を内規または選挙規定の細則で明文化することが望ましいと考えられる。

（2）理事の定員数、選任方法について

理事の人数については、25名と上限が規定されているが、会員数に応じて人数を決定するような仕組みも有用ではないかと考えられる。

なお、投票については、5名以内の連記であることを選挙規定等で明文化することが望ましいと考えられる¹⁷。

3.4 その他の検討課題

（1）役員の再任の制限について

各学会において、若手研究者の活動の促進が課題となっているが、役員の年齢構成を考慮して、継続任期の制限を導入する可能性が考えられる。SEEPSでは、以下のような制限を規程に明記しており、また、CEISでは、理事会内規として原則として連続での理事再任は3期までとしている。

JSIAとしても、再任の制限を内規等で導入することも検討課題と考えられる。

参考 SEEPSの再任制限規定

会長の連続としての任期は4年まで、役員任期は通算して8年まで。理事、監事については、連続しての任期は6年まで（連続3期役員を経験した者は、次の1期役員選挙の被選挙権が停

¹⁶ なお、理事選挙の被選挙人名簿については 3.2（2）②参照を参照。

¹⁷ 選挙規定に細則を設け、記載することも一案である。（別表3 参照）

止される。)

(2) 会長を選出する方式について

会長（理事長）の選出は、JSIA は正会員による直接選挙であるが、他の 4 団体はいずれも理事による投票によって理事会において会長を選出する方式である。

会長を直接選挙による選出とする場合には、会員の意向が直接反映されることとなり望ましいが、選出の手間や時間、理事会との関係等の点から理事会における会長の選出（互選）の可能性についても、検討することが課題と考えられる。

4. 今後の方向等について（別表 4 役員選挙に係るタスクフォース等 スケジュール（案）参照）

本 TF の検討結果と対応案について以上に取りまとめたが、本報告書を基に、理事会、常務理事会で今後の役員選挙について審議が行われ、適切な対応が行われるように希望する¹⁸。

なお、第 70 回理事会において第 12 期役員選挙の選挙管理委員会委員が選出され、選挙に向けての活動が開始されている。選挙管理委員会と本 TF は、それぞれの役割分担に応じて協力、連携を図ってきたところであるが、今後、第 12 期役員選挙の実施に当たっても本報告書の主旨ができるだけ反映されるように期待するものである。

¹⁸ 電子投票の導入により、新たな機能を活用して対応することも有用と考えられる。

別添

1. 「環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース」の設置について
(2023年7月19日 JSIA)

2023年7月19日

「環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース」の設置について
環境アセスメント学会の役員選挙の在り方について検討するため、「環境アセスメント学会役員選挙に係るタスクフォース（以下、「役員選挙TF」という。）を設置する。

役員選挙TFの任務

役員選挙TFの任務は、役員選挙に係る現状のレビュー（他学会の状況等を含む）を行うとともに、役員選挙に係る課題について検討を行い、その取りまとめを行う。これにより、今後の役員選挙の在り方についての方針の決定に資することとする。その際、役員選挙の電子投票については、他学会の状況のレビューを踏まえて、次期役員選挙での実施についての検討を行うものとする。

役員選挙TFの構成員

委員長：柳顧問、幹事：柴田理事、委員：朝賀理事、荒井事務局長、浦郷理事、沖山監事、尾上前事務局長、栗本会長付、田中評議員とする

設置期間

2023年7月から2024年5月（第24回総会開催日）までとする。

以上

2. 環境アセスメント学会規約（抄）

第3章 役員、評議員及び顧問

（役員等）

第11条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- 一 理事 25名以内（うち、会長1名及び副会長2名を含む）
- 二 監事 2名
- 2 本会に評議員50人以内を置く。
- 3 本会に顧問若干名を置く。

（役員を選任）

第12条 役員は、正会員のうちから選任する。

- 2 会長、理事及び監事は、別に定める規定に基づき、選挙によって選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 評議員は、正会員、公益会員及び賛助会員から選任される。

5 評議員は、理事会の同意を得て会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

6 顧問は、学会に功労のあった役員等の中から理事会の同意を得て会長が指名し、総会の承認を得るものとする。

7 理事、監事、評議員及び顧問は、相互に兼ねることができない。

(役員等の任期)

第14条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は補充により選任された役員等の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

3 役員等は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、監事が特に必要として招集する場合を除き、次の場合に開催する。

一 理事会が必要と認めたとき

二 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3 理事会及び常務理事会は、次の場合に開催する。

一 会長が必要と認めたとき

二 監事が必要と認めて請求があったとき

三 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第20条 総会、理事会及び常務理事会は会長が招集する。

2 総会の招集については、その開催の日の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を正会員に通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の場合においては、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 理事会及び常務理事会の招集については、その開催の日の1週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を当該理事に通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に理事会又は常務理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

5 前条第3項第2号の場合においては、その請求のあった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 役員選挙に関する規定

環境アセスメント学会役員選挙に関する規定

(目的)

第1条 環境アセスメント学会規約(以下「規約」という)第12条に基づき、会長、理事及び監事(以下この規定では「役員」という)の選挙について必要な事項を定めるためにこの規定を定める。

(被選挙資格)

第2条 役員は、規約第12条に定めるところにより、正会員の中から選出される。

(選挙資格)

第3条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員によって選出する。ただし、当該選挙資格者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

(選挙の実施責任主体)

第4条 役員の選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）によって実施し、理事会がその責任を負う。

② 選挙管理委員会は、5名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。

③ 理事会は、選挙の公示の1ヶ月前までに第1項の委員を選出しなければならない。

④ 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の60日前までに、第3条に基づき、選挙資格のある正会員に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を通信で実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。

② 選挙を規約第17条の総会で行う場合は、規約第20条第2項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に変えることができる。

(会長の選挙)

第6条 会長の選挙は、原則として、第3条の選挙資格者の通信投票によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。

(会長選挙の候補者の選出)

第7条 前項の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。

1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者

2 正会員5名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者

② 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。

③ 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない。

(通信投票による会長選挙の実施)

第8条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第1項各号の区

分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して書面を作成するものとする。

② 通信投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した投票用紙による投票を有効投票とする。

③ 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。

④ 投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされない封筒に封入され、かつその封筒を投票者の氏名が明らかにされる封筒の中に封入される方法で送付されることを要するものとする。選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が選挙資格ある者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。

(通信投票による会長の確定)

第 9 条 選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。

② 通信投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、通信投票の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者としてすることができない。

③ 前項但書の規定の適用をうけその他の事情で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行うものとする。この場合、第 6 条但書の規定の適用を妨げない。

(理事の選挙)

第 10 条 理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、正会員のうちから第 3 条の選挙資格者による通信投票によって行い、その余の理事については、理事会が通信投票の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候補者について、総会において行う。

(通信投票による理事選挙の実施等)

第 11 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の通信投票による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面」はこれを「正会員の氏名、所属を記した書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない。

(監事の選挙)

第 12 条 監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の通信投票でこれを行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙を行うことができる。

(通信投票による監事の選挙)

第 13 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の通信投票による選挙にこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面」はこれを「候補者の氏名、所属を記した書面」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項の準用については前条と同様とする。

(委任)

第14条 この規定に定めない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。
(規定の改正)

第15条 この規定の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。

付 則

1 この規定は、2003年10月4日から施行する。

2 2008年4月11日理事会の決議により、2008年5月17日総会の承認を得て一部改正